

平成30年10月2日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会  
業 務 部

**所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例  
に関する省令案の概要に対する意見の提出について（お願い）**

このたび標記のことについて、日本土地家屋調査士会連合会から別紙1のと通りの依頼がありました。

つきましては、本件に関して意見等がある会員各位におかれては、10月15日（月）の正午までに、別紙2の意見書様式をもって、本会事務局（FAX：03-3295-4770，Eメールアドレス：info@tokyo-chousashi.or.jp）宛に意見をご提出いただけますよう、お願い致します。

日調連発第162号  
平成30年10月1日

各土地家屋調査士会長 殿  
連 合 会 役 員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令案の概要に対する意見の提出について（依頼）

客月28日から、標記省令案の概要に関するパブリックコメント（意見募集）が行われております（提出期限平成30年10月29日）。

本件は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「特措法」という。）第40条において、特措法第2条第4項に規定する特定登記未了土地の相続登記等（相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。）に関する不動産登記法の特例を定めていることから、特措法第40条第4項等に基づき、所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに勧告及び通知に関し、必要な事項を定める特措法に規定する不動産登記法の特例に関する省令を制定するものであります。

つきましては、同省令（案）の概要について、連合会として検討すべき点があれば、来る10月23日（火）までに、別紙をもってeメールにより、連合会（[rengokai@chosashi.or.jp](mailto:rengokai@chosashi.or.jp)）宛て提出願います。

なお、パブリックコメントは、下記URLに掲載されております。

記

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080174&Mode=0>

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令案の概要に関する意見募集

# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する 不動産登記法の特例に関する省令案の概要

## 第1 省令案の概要

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第40条において、法第2条第4項に規定する特定登記未了土地の相続登記等（相続による所有権の移転の登記その他の所有権の登記をいう。以下同じ。）に関する不動産登記法の特例を定めている。

そこで、法第40条第4項等に基づき、所有権の登記にする付記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務並びに勧告及び通知に関し、必要な事項を定める所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令を制定するものである。

## 第2 内容

### 1 第1条関係

#### (1) 第1項関係

登記官は、法第40条第1項の規定により長期相続登記等未了土地（法第2条第4項の特定登記未了土地に該当し、かつ、当該土地の所有権の登記名義人の死亡後30年間を超えて相続登記等がされていない土地をいう。以下同じ。）の所有権の登記名義人となり得る者の探索を行った場合には、当該長期相続登記等未了土地の所有権の登記名義人に係る法定相続人情報を作成するものとする。

#### (2) 第2項関係

法定相続人情報には、被相続人である所有権の登記名義人の氏名、出生の年月日等、当該登記名義人の相続人の氏名・住所等、当該相続人の全部又は一部が判明しないときはその旨、作成番号、作成の年月日などの事項を記録するものとする。

#### (3) 第3項関係

上記の作成番号は、12桁の番号とし、登記所ごとに法定相続人情報を作成する順序に従って付すものとする。

#### (4) 第4項関係

登記官は、法定相続人情報を電磁的記録で作成し、これを保存するものとする。

### 2 第2条関係

法第40条第1項の事項の登記は、付記登記によってするものとする。

### 3 第3条関係

#### (1) 第1項関係

登記官は、職権で法第40条第1項の事項の登記をしようとするときは、職権付記登記事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件の際に付した番号並びに不動産所在事項を記録するものとする。

#### (2) 第2項関係

法第40条第1項の法務省令で定める事項は、相続人の全部又は一部が判明しないときはその旨及び作成番号とする。

### 4 第4条関係

#### (1) 第1項関係

法第40条第2項の勧告は、長期相続登記等未了土地に係る不動産所在事項及び不動産番号などの事項を明らかにしてするものとする。

#### (2) 第2項関係

法第40条第2項の通知は、長期相続登記等未了土地の所在地を管轄する登記所などの事項を明らかにしてするものとする。

### 5 第5条関係

#### (1) 第1項関係

登記所には、法定相続人情報つづり込み帳及び職権付記登記事件簿を備えるものとする。

#### (2) 第2項関係

法定相続人情報つづり込み帳には、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第19条の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他の者への照会書の写し、提出された資料、法定相続人情報の内容を書面に出力したもの及び付記登記に関する書類をつづり込むものとする。

### 6 第6条関係

#### (1) 第1項関係

法定相続人情報の保存期間は付記登記を抹消した日から30年間、職権付記登記事件簿に記録された情報の保存期間は立件の日から5年間とする。

#### (2) 第2項関係

法定相続人情報つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から30年間とする。

### 7 第7条関係

登記官は、法第40条第1項の事項の登記がされた所有権の登記名義人について所有権の移転の登記をしたとき（これにより当該登記名義人が所有権の登記名義人でな

くなった場合に限る。)は、職権で、抹消の登記をするとともに、抹消すべき登記を抹消する記号を記録するものとする。

## **8 第8条関係**

### (1) 第1項関係

表題部所有者又は登記名義人の相続人が登記の申請をする場合において、当該表題部所有者又は登記名義人に係る法定相続人情報の作成番号（相続人の全部又は一部が判明しない旨の記録がないものに限る。）を提供したときは、当該作成番号の提供をもって、相続があったことを証する市町村長が職務上作成した情報の提供に代えることができるものとする。

### (2) 第2項関係

表題部所有者の相続人が所有権の保存の登記の申請をする場合又は登記名義人の相続人が相続による権利の移転の登記の申請をする場合において、法定相続人情報の作成番号（当該相続人の住所が記録されている場合に限る。）を提供したときは、当該作成番号の提供をもって、登記名義人となる者の住所を証する市町村長が職務上作成した情報の提供に代えることができるものとする。

## **第3 施行期日**

法の施行の日から施行する。

平成30年 月 日

東京土地家屋調査士会 行

登録番号 東京 第\_\_\_\_\_号

支部名 \_\_\_\_\_支部

氏 名 \_\_\_\_\_

## 意 見 書

平成30年10月2日付け業務部発文書をもって依頼のありました、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令案の概要に対する意見の提出について（お願い）」について、次のとおり意見を提出します。

### 【意見】